



国債等を売却した場合の優遇税制が廃止されます

6月に税務署から「源泉所得税の改正のあらまし」といった、書類がすべての会社、事業者に送られています。

わかりにくいものですが、「日本版ISA」の宣伝と配当課税の増税、そして債権課税の大改正です。

特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式の改正

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のもの(以下「特定公社債等」といいます。)から生じる所得については、次のような改正が行われる予定です。

(注)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

国債の利子等課税制度

区分	収益の種類	課税関係
利付国債	利子 (利子所得)	源泉分離課税
		利払時に20%(所得税15%、地方税5%)の源泉徴収 平成25年1月から平成49年末までに支払を受ける利子については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
		非課税(障害者等のみ)
		・障害者等マル優
		(障害者等に対する少額預金の利子所得等の非課税制度) 限度額 額面金額350万円
		・障害者等特別マル優
	(障害者等に対する少額公債の利子の非課税制度) 限度額 額面金額350万円	
償還差益 (雑所得)	総合課税	
	償還時に申告により納付	
売却益 (譲渡所得)	現在は非課税 平成28年1月より20%強の源泉分離課税	
割引国債	償還差益 (雑所得)	源泉分離課税
		発行時に18%の源泉徴収 平成25年1月から平成49年末までに発行される割引国債については、18.378%(所得税18%、復興特別所得税0.378%)
	売却益 (譲渡所得)	現在は非課税 平成28年1月より20%強の源泉分離課税

非常に長い間、わが国の国債等の課税についてはかなり不公平な優遇税制があったと思います。

知っている人は、ものすごく得をして知らない人は損をしていたと思います。

債権の売却益が課税されていなかった事の方がおかしかったかも知れません。

また、今まで非課税だった外貨MMFや50万円まで非課税だった外貨ゼロクーポン債の譲渡も先立って、

平成27年1月より20%強の源泉分離課税となります。